

# 兵庫県高等学校学校図書館研究会「学校司書部会」会則

平成 27 年 12 月 4 日改正

1. 本部会は兵庫県高等学校学校図書館研究会会則第 13 条に基づく任意の会である。
2. 本部会は兵庫県内の全ての高等学校（私学は中学校も含む）及び、高等部を設置する特別支援学校に勤務する学校司書（学校図書館担当教員）によって組織する。
3. 本部会に神戸・阪神・丹有・東播・西播・但馬・淡路および私学の 8 支部をおく。
4. 本部会は学校司書（学校図書館担当教員）の資質の向上と、支部相互の連絡提携を図り、学校図書館の発展・振興を促進することを目的とする。
5. 本部会は前項の目的を達成するため、兵庫県高等学校図書館研究会及び各支部と緊密な連絡の下に次の事業の企画・運営に当たる。
  - （1）学校図書館に関する研究、調査並びに研究会、見学会等
  - （2）図書館関係諸団体との連絡提携
  - （3）その他、本部会の目的達成のための諸事業
6. 本部会に次の役員をおく。
  - （1）部 会 長            1 名
  - （2）副 部 会 長        1 名
  - （3）幹        事        若干名
7. 前項の役員は各支部より 2 名ずつ選出し、うち 2 名が正副部会長となり他は幹事となる。幹事の任期は 2 年とする。ただし再任をさまたげない。
8. 部会長は本部会を代表し会務を総括する。副部会長は部会長を補佐する。
9. 6 の全役員で幹事会を組織する。幹事会は年 1 回以上開催し、事業の企画・運営・その他の必要事項を協議する。
10. 本規則は平成 3 年 8 月 20 日制定、同日より実施する。